

水田農業を営む農業者の皆様へ

土地利用型作物作付拡大推進事業のご案内

1趣旨

令和4年産において、主食用米から土地利用型作物への転換の取組を進めるための支援です。

2支援の概要(農業者)

- ・ 対象作物を一定面積以上拡大する農業者に対し、拡大面積に応じ非主食用米等は10a当たり2,500円、畑作物は10aあたり5,000円を支援します。

なお、令和4年から令和6年まで対象作物の合計面積を維持又は拡大することが必要です。

(1)対象作物

ア非主食用米等

加工用米、新規需要米（飼料用米、WCS用稲、米粉用米、青刈り稲・わら専用稲、新市場開拓用米）、地力増進作物（基幹作のみ）

イ畑作物

麦、大豆、飼料作物（新規需要米を除く）、そば、なたね

(2)一定面積（AまたはBどちらか小さい方の面積）

A 令和3年産主食用米の10%

B 1ha

(3)拡大面積

（令和4年産の対象作物の合計面積）

－（令和3年産の対象作物の合計面積）

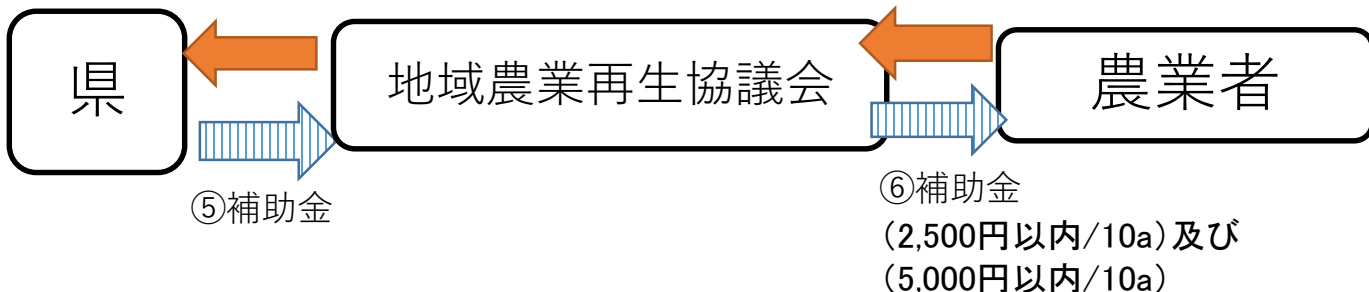
3 主要要件・留意事項

- (1) 2の(2)の一定面積以上対象作物を拡大すること。
 - (2) 令和4年産の交付対象作物の合計面積を令和4年から令和6年まで維持または増加させること。
 - (3) 令和4年から令和6年まで営農計画書を提出すること。
- <留意事項>
- (1) 特別な事情がない限り、助成金の交付を受けた後から令和6年産までに令和4年産の交付対象作物の合計面積を減らす場合は補助金の返還となります。
 - (2) 3年間取り組むことを前提に、令和4年度の1回に限り当該補助金が交付されます。2年目、3年目は交付する予定はありません。
 - (3) 本事業の交付を受けると、自動的に令和4年度に限って国から同額の補助を受けることができる予定です。
(本事業と国の補助金の支払いの時期は異なります)

県補助金の流れ

- ②「土地利用型作物作付拡大推進事業」対象者等報告
- ④補助金申請

- ①計画書提出
- ③実施報告



4 その他

- (1) 令和3年度に実施した「稲作等経営体支援事業」においても令和3年産の交付対象作物の合計面積を令和3年から令和5年まで維持または増加させることが要件となっています。
特別な事情がない限り、助成金の交付を受けた後から令和5年産までに令和3年産の交付対象作物の合計面積を減らす場合は補助金の返還となりますのでご注意ください。